

白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、白河市大信増見地区の丘陵上に開発区域面積148.3ヘクタール規模の大規模太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、広大な森林の抜開と地形の変更を想定しており、生活環境及び自然環境へ相当大きな影響が生じることが予想されることから、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減するように図ること。

また、その事業の持続性については、固定価格買取制度（FIT）における位置付けを含め健全に事業展開が実行可能なことを明確にすること。

- (2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、供用中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

- (3) 最近全国各地で過去に経験のない降雨が頻発しており、毎時30～100mm以上に達する降雨も発生しているため、本事業計画の環境影響評価については、関係環境影響評価項目の予測及び評価に当たり、降雨強度は必要に応じて最新の計測値に入れ替えて、見直すこと。

- (4) 本事業計画の実施に当たっては、その計画内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいても公表する等、積極的な情報公開に努めること。

なお、事後調査が十全なものとなるよう、その計画を再検討し、その結果を具体的に環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。

- (5) 今後、本事業計画の内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を追加すること。

なお、工事中又は供用中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合にも、相当の環境保全措置を追加すること。

また、事業実施まで長期間を要する場合は、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

2 大気質について

本事業計画の実施に当たっては、相当大規模な土地の形質の変更等が想定されていることから、工事用資材の搬出入による場合等を含め発生する窒素酸化物、粉じん等につい

ては、最大限低減し、周辺地域住民の生活に影響が及ぶことのないようにすること。

3 騒音、振動及び低周波音について

対象事業実施区域及びその周辺は元来閑静な地域であることから、本事業計画の実施に伴い発生することが想定される騒音、振動及び低周波音については、工所用資材の搬出入による場合等を含め周辺地域住民の生活の支障となることのないように、確実に対策を実施すること。

4 熱の放射について

計画施設稼働後に、太陽光発電施設からの放射等による熱の発生により、生活環境及び自然環境への影響が相当程度及ぶことが懸念されるため、予め当該影響の有無、程度等について十分に検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。

5 地盤について

- (1) 本事業計画において想定している土の移動については、量が多過ぎるため、極力抑制するように、当該計画内容を見直すこと。
- (2) 対象事業実施区域は安山岩の分布する範囲内にあり、施工対象の岩盤が現状では硬固若しくは安定性に関して十分な強度を呈していたとしても、露出とその後の時間経過により、風化又は劣化する可能性があり、最近の降雨強度の増加も考えられることから、本事業計画の実施による地形改変後は、表層保護処置等の十分な処置や定時的な観測による維持管理等を確実に実施すると共に、それらに係る事後調査を実施すること。

6 水環境について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、ホトケドジョウ等の希少な魚類も生息している貴重な清流が分布している。従って、本事業計画の実施に当たっては、このような清流を損なうことのないように、十全な対策を講じること。

なお、対象事業実施区域周辺には、住民等による湧水や井戸に依存した生活用水や農業用水の利用の可能性があることから、本事業計画の実施によりそれらの利用に支障を来すことのないように、注意すること。

- (2) 本事業計画の実施に伴う土砂、濁水や汚水の周辺河川等への直接流出は、防災調節池、土砂流出防止柵等の設置及び適切な維持管理等により確実に防ぐこと。

なお、防災調節池、土砂流出防止柵等の設計については、最近の雨量の状況を踏まえ、安全性を優先的に確保するように検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。

7 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は現在自然豊かな丘陵森林であり、少なくない希少な野生生物種の生息が確認されていることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生活への影響を最大限回避及び低減すること。

- (2) 本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、加えて多

数の樹木が伐採されることにより旧来の丘陵が持っている水源涵養機能や当該森林内の湿度保持力が大きく低下したり、複数の谷沢や湧水地が埋め立てられ、残された谷筋へ濁水が流入する可能性等を否定できない。従って、本事業計画の実施に伴い生息環境に甚大な影響が生じることが予想される重要な哺乳類、魚類、両生類、昆虫、植物等について、まだ、その生息の実情が把握出来ていないものについては必要な調査を追加すると共に、移植を含む環境保全措置の検討を加え、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。

併せて、相当の事後調査の計画を拡充し、綿密になるように実施すること。

- (3) 森林開発の対象範囲における補植や生じた法面等の緑化の計画については、使用する植物種等を含め生態系の攪乱を最大限抑止するように対象事業実施区域及びその周辺に現在生息している植物の種子等に拠る等、それらの計画内容が十全になるように検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (4) 対象事業実施区域は、現在、多くの猛禽類（フクロウ類を含む）の採餌場となっていることから、計画施設設置後も採餌場としての機能を維持できるような植生管理や止まり場（パーチ木）の供与を行うこと。

8 景観について

本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、周囲にある程度の森林帯が残されただけでは、従前の丘陵森林の景観が保全されるとは考え難いため、地形の変更が極力抑制されるよう、土地利用の計画を見直すこと。

また、周囲に残される森林帯については、台風の到来等に伴う強風に十分に耐えるよう、必要十分な幅員となるように見直すこと。

9 廃棄物等について

- (1) 本事業計画の実施に伴い発生することが想定される伐木、建設廃材、残土等については、発生量とその抑制、処理方法等について、計画工作物の材質や耐久性を含めて検討を追加し、それらの結果を評価書に具体的に記載すること。
- (2) 本事業計画を進めるに当たり、予め発電設備の関係機器や部品等の経年劣化を適切に想定して、それらの更新や廃棄処分の計画を策定し、評価書に具体的に記載すること。

10 放射線の量について

当該地域は汚染状況重点調査地域として指定され、住宅等は除染が行われたところであるが、森林については除染が行われていないことから、本事業計画の実施に先立ち放射線量（空間線量及び表面土壌の放射能濃度）の測定を十全に実施し、施工上の安全を確認すること。

なお、本事業計画の実施に伴い相当濃度の放射性物質が含まれる廃棄物等が発生した場合には、関係機関の指導等に基づき、当該廃棄物等を汚染の拡大がないように適正に処理すること。

1.1 文化財について

対象事業実施区域周辺には、周知の埋蔵文化財の包蔵の該当があり、対象事業実施区域は広く未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、遺物の表出の有無に注意しながら施工を進めること。

1.2 その他

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、道路事情が良くないため、資材の運搬等のために道路を使用するに当たり、交通安全対策を十全にすること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、将来の対象事業実施区域周辺に影響が及ぶことのないように綿密な検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺は農畜産業の盛んな地域であるため、本事業計画を進めるに当たっては、農業用水を含め農作物の栽培、家畜の飼育等に影響することがないようにすること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本知事意見の内容を尊重すると共に、必要に応じて関係機関と協議すること。